

『住宅の省エネ改修』に伴う固定資産税減額措置

～断熱工事などの改修工事を行った場合、固定資産税を減額します～

令和8年3月31日までに、一定の省エネ改修工事が行われた住宅を対象に、
※翌年度分の固定資産税額の3分の1(省エネ改修とあわせて長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2)相当額を減額します。【床面積の120㎡までを限度】

※改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税

<対象要件> ※次の要件をすべて満たす住宅

- ・平成26年4月1日以前から所在する住宅
- ・改修後の住居部分の床面積が、50㎡以上かつ280㎡以下で、当該家屋の床面積に対して2分の1以上あること
- ・貸家(アパート等)の場合は、その所有者が居住する部分を有すること
- ・工事費用が60万円を超えるもの(国又は地方公共団体からの補助金の金額を除く)
 - ①断熱改修に係る工事費用が60万円超
 - ②断熱改修に係る工事費用が50万円超であって、太陽光発電設備、高効率空調機、高効率給湯機若しくは太陽光熱利用システムの設置に係る工事費用と合わせて60万円超

<申請方法>

改修工事完了後、3カ月以内に下記の書類を資産税課家屋グループへ提出してください。

※申請が改修工事完了日から3ヶ月を経過した場合は、減額が受けられない場合があります。

- ①熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額申告書(様式第113号の5)
- ②工事費用を支払ったことを確認できる領収書
- ③改修工事に係る明細書
- ④増改築等工事証明書

*証明書の発行機関

- ・「建築士法」に基づく建築士
- ・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく登録住宅性能評価機関
- ・「建築基準法」に基づく指定確認検査機関
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人

- ⑤長期優良住宅の認定通知書(長期優良住宅の認定を受けた場合のみ)

<注意事項>

「バリアフリー改修による減額」との併用は可能ですが、「耐震改修による減額」との併用はできません。

問い合わせ先:磐田市 企画部 資産税課 家屋グループ 電話:0538-37-4809

※所得税の特別控除については、磐田税務署(☎0538-32-6111)までお問い合わせください。